

令和6年(ㄥ)第7号

(物件5)

注 意 書

本件の「現況調査報告書」には、物件2～物件7についての記載がありますが、期間入札の公告、物件明細書にありますように本件ファイルで売却対象となるのは物件5のみであり、本件ファイルでは物件2、3、4、6、7は売却対象外となりますので、ご注意ください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 19 日

鹿児島地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 橋 口 昌 明

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 10 日から 令和 7 年 9 月 17 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分 場 所 鹿児島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 8 日 午前 10 時 00 分 場 所 鹿児島地方裁判所民事第 3 部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
5	1,044,000 835,200		208,800	28,409	6,087
備考					



物 件 目 録

5 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 1 0
地 目 宅地
地 積 2 2 0 . 1 7 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 1 月 22 日

鹿児島地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 橋 口 昌 明

1 不動産の表示

【物件番号 5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号 5】

本件土地の一部につき、売却対象外の下記未登記建物のために法定地上権が成立する。

記

種 類	車庫
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積	約 18 平方メートル

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 5】

- ・ 隣地（地番 9 1 9 1 番 9 及び 9 1 9 0 番 1 1）との境界が不明確である。
- ・ 売却対象外の土地（地番 9 1 9 1 番 1、9 1 9 0 番 2 及び同番 1 1）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》



- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。）



物 件 目 録

5	所	在	鹿児島市吉野町
	地	番	9 1 9 1 番 1 0
	地	目	宅地
	地	積	2 2 0 . 1 7 平方メートル



令和6年(ケ)第7号
令和6年3月6日受理
令和6年12月27日提出

現況調査報告書(物件2～7)

(補正書)

鹿児島地方裁判所

執行官 岩 田 一 重 (印)

(補正内容)

令和6年4月8日付提出の現況調査報告書3枚目記載の「A（占有者）」とあるのを「A（占有者会社代表者）」と補正する。

令和6年(ケ)第7号
令和6年3月6日受理
令和6年4月8日提出

現況調査報告書（物件2～7）

鹿児島地方裁判所

執行官 岩 田 一 重 （印）

物 件 目 録

2 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 7
地 目 宅地
地 積 1 5 5 . 0 2 平方メートル
所有者 株式会社NSクリエイト

3 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 8
地 目 宅地
地 積 2 4 7 . 3 6 平方メートル
所有者 株式会社NSクリエイト

4 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 9
地 目 宅地
地 積 1 6 7 . 7 2 平方メートル
所有者 株式会社NSクリエイト

5 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 1 0
地 目 宅地
地 積 2 2 0 . 1 7 平方メートル
所有者 株式会社NSクリエイト



物 件 目 録

6 所 在 鹿児島市吉野町

地 番 9 1 9 1 番 1 1

地 目 山林

地 積 7 4 2 平方メートル

所有者 株式会社NSクリエイト

7 所 在 鹿児島市吉野町

地 番 9 1 9 1 番 1

地 目 公衆用道路

地 積 8 5 4 平方メートル

共有者 株式会社NSクリエイト 持分 1 6 分の 6



(土地用)

(土地用)	
不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施) 付 近
土 地	物件２～７
現況地目	☒ 宅地（物件２～５） ☒ 公衆用道路（物件７） ☐ 農地（物件 ） ☒ 雑種地（物件６） ☐ 山林 （物件 ） ☐ ☐
形 状	☒ 公図のとおり（物件２～５、７） ☒ 地積測量図のとおり（物件６） ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（物件２～５、７） ☒ その他の者（物件６） ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している（物件３～５） ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者（土地所有者）が更地の状態で占有している（物件２） ☒ 上記の者（その他の者）が物置場として占有している（物件６） ☒ 上記の者（土地所有者）が他の共有者とともに道路として利用している（物件７） ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	物件２及び物件７上に件外物件として電柱及び街灯柱がそれぞれ存する。
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
建 物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件6 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■有限会社豊興建	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ■資材等置場 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(占有者) ☐ ())の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		令和4年ころ	
最初の	契約日	令和4年ころ	
契約等	期間	令和4年ころから ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	令和4年ころから ☐ 年 月 日まで 年間	
契約等		■期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈複数〉)

目的外建物の概況 (物件3、4関係)		
1	所 在	鹿児島市吉野町9191番8
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 車庫
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	床面積 (概略)	約18㎡
	所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和60年ころ ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項		
2	所 在	鹿児島市吉野町9191番9
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 車庫
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	床面積 (概略)	約18㎡
	所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和60年ころ ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
	そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈複数〉)

目的外建物の概況 (物件5 関係)		
3	所 在	鹿児島市吉野町9191番10
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 車庫
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	床面積 (概略)	約18㎡
	所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和60年ころ ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項		
	所 在	
	家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
	構 造	
	床面積 (概略)	
	所 有 者	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
有限会社豊興建代表者	1 本件土地は建設業をしていた私の父が代表を務めていた瀬島建設株式会社が開発許可を受けて造成した土地になります。 2 瀬島建設株式会社による宅地造成は、物件2及び7については完了していますが、物件3～6については開発途中で作業が止まったままとなっています。私の記憶では昭和の終わり頃から現在まで作業が止まったままの状態だと思います。 3 本件宅地開発が途中で頓挫した事情については私も分かりません。 4 私は物件6を本件所有者から無償で借りて、同土地を資材や重機等の置場として利用しています。 5 物件6の土地は無償で借りる代わりに、雑草等の草払いをして管理しています。 6 本件所有者会社の代表とは以前会ったことはありますが、現在の連絡先は分かりません。 7 物件6の土地の範囲は概ね把握していますが、境界ははっきりしないところもあります。
鹿児島市土地利用調整課 担当者	1 本件各土地はいずれも昭和59年に開発許可を得ている開発事業対象地です(通称名：瀬島団地開発工事)。当該開発事業のうち、物件2及び7は第1工区において事業が完了していますが、物件3～6を含む第2工区は工事未了のまま開発許可が取り消されています。 2 物件3～6の土地の利用に際し、当該土地をどのように利用するかによって改めて開発許可を要するか否かが変わってきます。 3 物件3～5については擁壁が造られています(写真5～11)、改めて開発許可を要する場合には当該擁壁を再度造り直す必要があると思われます。 4 物件3～6について開発許可を要しないと判断された場合には物件3～5の擁壁を必ずしも造り直す必要はありませんが、同土地は建築基準法上の崖地規制を受けることになります。 5 物件7に接面している道路部分(地番9190-2)(写真11、12)は物件7を含め開発道路であり、都市計画法上公共施設に該当しますが、物件7から物件6に向かう私道部分(地番9190番2)(写真11、13)は開発が完了していないため開発道路には該当しません。なお、開発道路は管理者である鹿児島市に移管されるのが都市計画法上の原則ですが、本件各土地を含む通称瀬島団地内の私道は開発事業完了部分についても私道のままとなっています。

執行官の意見

(物件2～7関係)

- 1 本件土地は物件7が私道(登記簿上9190-2の土地は、本件所有者会社を含む私人等共有名義の公衆用道路である。)に接面している。なお、鹿児島市担当者によると物件7と接面している部分は開発道路に該当するが、物件7から物件6に上る登り口部分は開発道路には該当しないとのことであった(写真11～13)。
- 2 物件2は開発事業において自動車の転回スペースとして予定されていた部分がアスファルト舗装されている(写真1～3)。
- 3 物件3～5は物件7と約4.5メートルの高低差があり、同じく物件6は物件3～5と約4.5メートルの高低差が存する(写真6～15)。なお、物件7には目的外土地(9192番)に至るための階段が設置されている(写真5)。
- 4 物件3及び4には物件7からの登り口となる階段が設置されている(写真7、8)が、物件5及び6は登り口が造られていない。そのため原状のままでは、物件5へは9190-2の私道と9190-11(登記簿上瀬島建設株式会社名義の山林である。)を通行のために利用する必要がある。また、物件6に至るには同じく9190-2と9192(登記簿上私人名義の宅地である。)の各私道を通行のために利用する必要がある。
- 5 鹿児島市土地利用調整課担当者によると、本件各土地が存する通称瀬島団地内の道路は、開発工事が終了した開発道路についても鹿児島市に移管されず私道のままとされており、同団地の私道は鹿児島市道に接続しているとのことであった。
- 6 本件各土地のうち、物件2及び7は、開発許可に伴う工事が完了しているが、物件3～6については開発許可が取り消されている。そのため、物件3～6の土地を利用するに際しては、その利用方法により改めて開発許可を必要とする場合もあるとのことであった。
- 7 本件各土地と周辺隣接地との境界のうち、物件2と北西側隣接地との境界は外観上不明瞭である。また、物件5と9190-11との境界、物件6と9192との境界及び物件7と9192との境界のうち一部(写真4)と9190-2との境界はいずれも外観上不明瞭である。
- 8 本件所有者会社代表者に対し照会書を送付して接触を試みたが、同人から応答はなく陳述を得ることはできなかった。なお、物件所在地臨場時に物件6を除き他の占有者による占有を推認させるような事情は存しなかったことから、物件6を除く各土地(但し物件7は共有私道)については本件所有者が更地の状態で占有しているものと判断した。

(調査経過用)

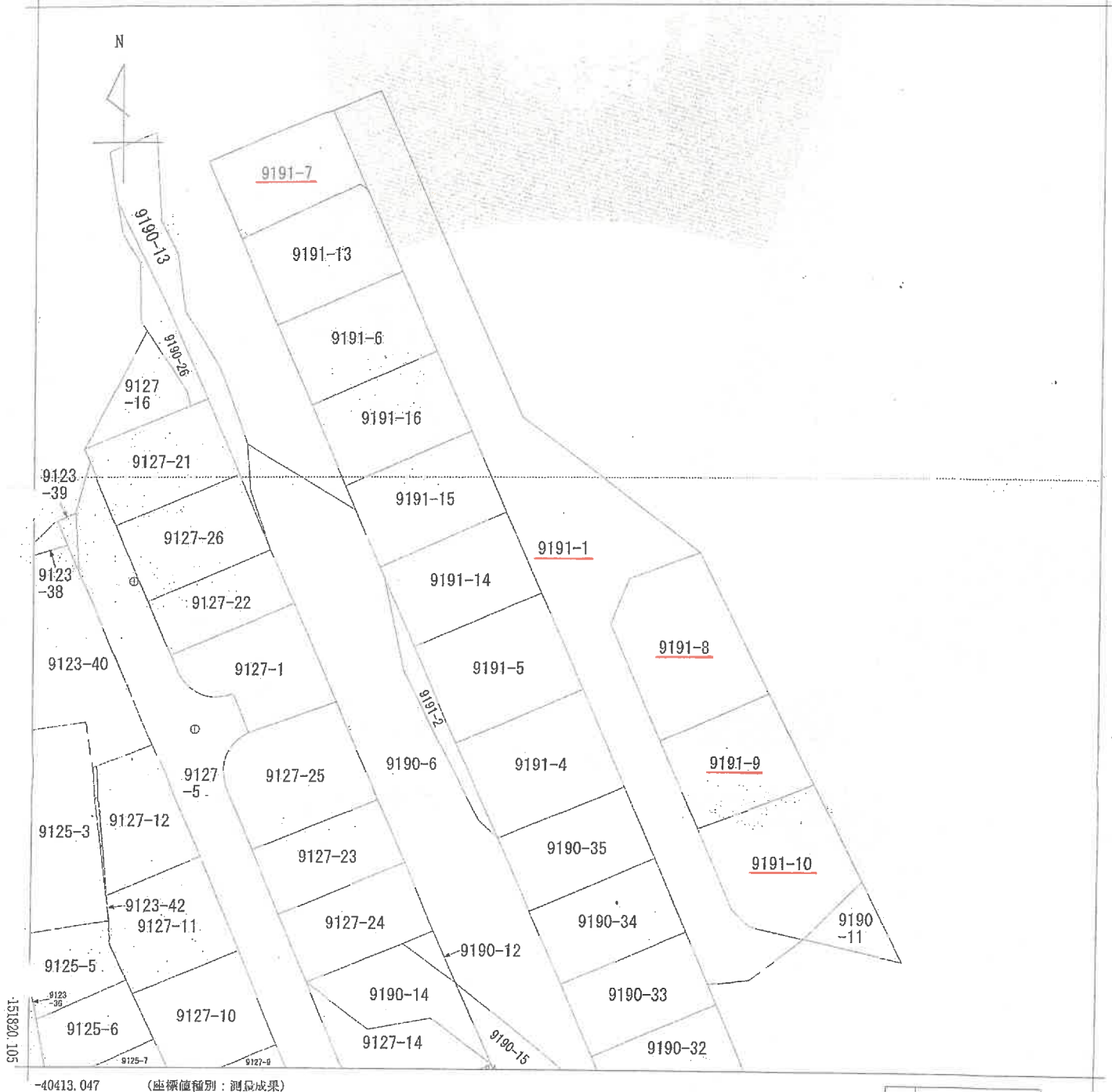
調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 3 月 6 日 : — :	執行官室	当事者宛照会書送付 税務資料交付申請
6.年 3 月 1 8 日 14 : 40—15 : 15	物件所在地	物件確認
6 年 3 月 2 2 日 10 : 20—12 : 25	物件所在地	立入調査、有限会社豊興建代表者と面談
6 年 3 月 2 7 日 10 : 30—10 : 40	執行官室 (電話)	有限会社豊興建代表者から聴取
6 年 3 月 2 8 日 15 : 30—16 : 00	鹿児島市役所土地利用 調整課	担当者と面談
6 年 3 月 2 9 日 8 : 35—8 : 40	鹿児島地方法務局	土地全部事項証明書（9 1 9 0—2外）交付申請
年 月 日 : — :		

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



-40413.047

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出

吉野町

請求部	所在地	鹿児島市吉野町				地番	9191番1			
出力縮	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	平成21年3月25日				備付年月日(原図)	平成21年7月6日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方務局管轄)

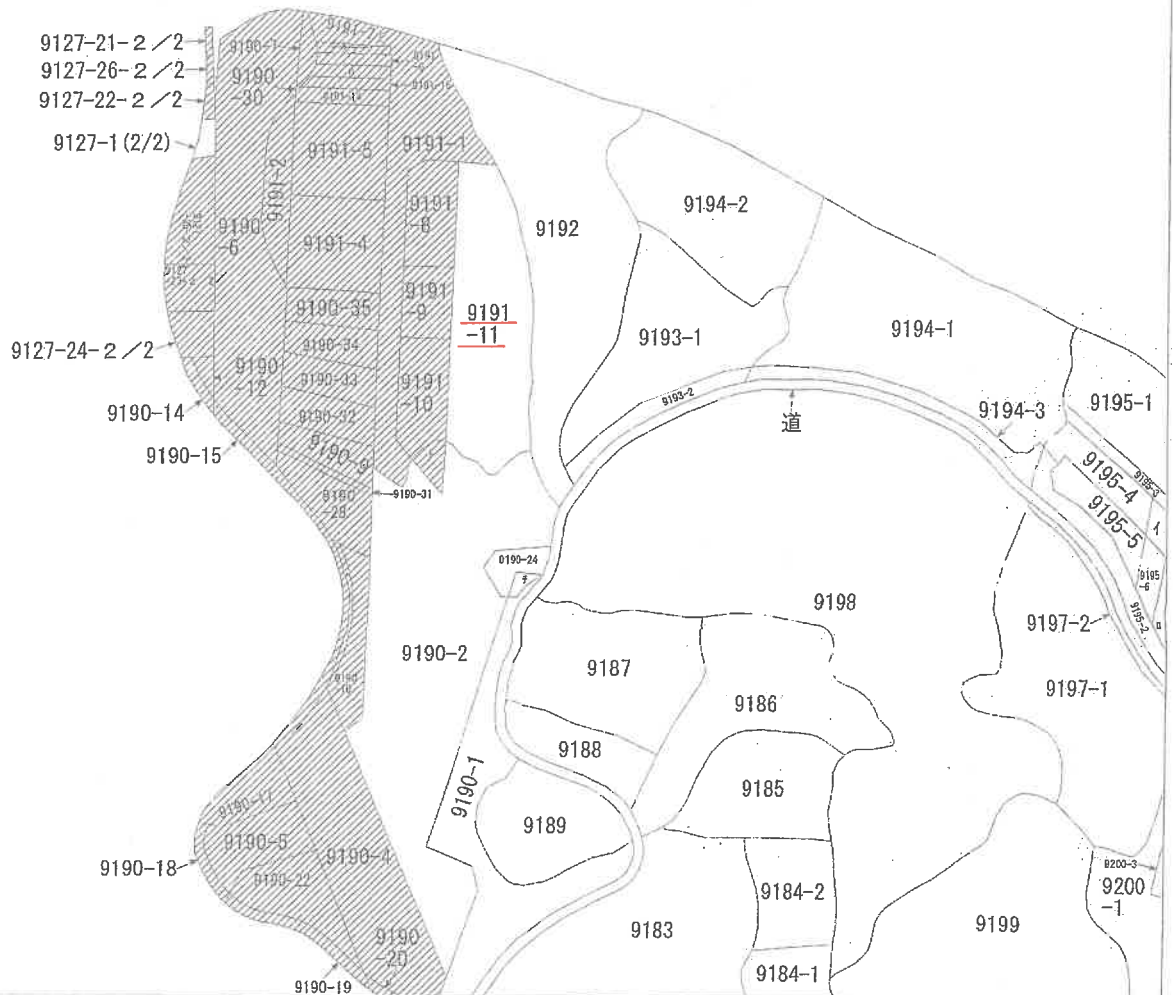
令和6年2月2日

福岡法務局

登記官

A3判をA4判に縮小した

イ 9195-8 ハ 9191-16 ホ 9191-12 ト 9190-11
ロ 9195-7 ニ 9191-13 ヘ 9190-16 チ 9190-23



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	鹿児島市吉野町			地番	9191番11		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	方位不明	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方法務局管轄)
令和6年2月2日
福岡法務局

A3判をA4判に縮小した

請求番号：18-1
(1/1)

登記官

(10 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した地図である。

(鹿児島地方裁判所管轄)

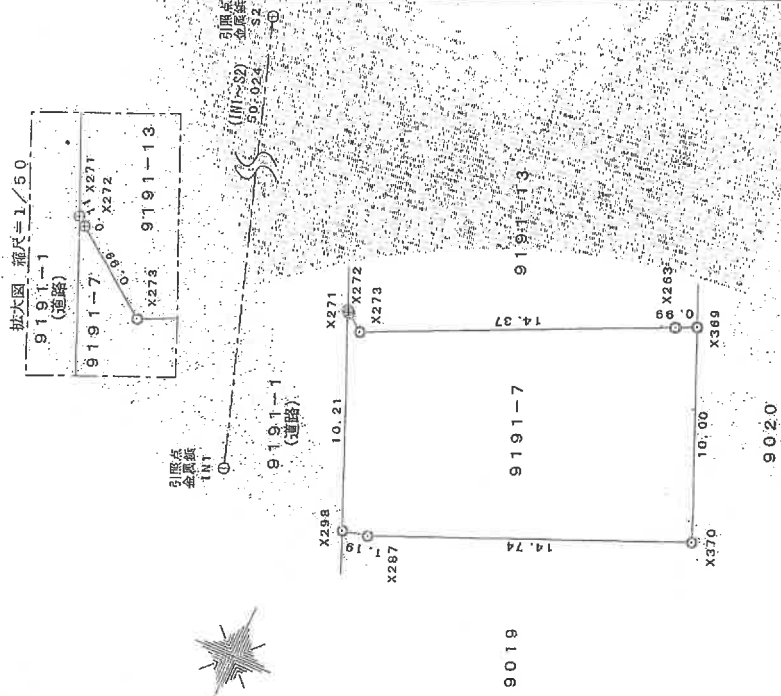
令和6年2月2日 福岡法律局

登記簿

A3判をA4判に縮小した

地積測量図

地番	9191-7
土地の所在	鹿児島市吉野町



座標求積表

測点	Xm	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
X271	-151716.061	-40374.437	-375886.008470
X288	-151706.671	-40378.488	-368130.666882
X287	-151706.934	-40379.649	241308.782424
X370	-151712.647	-40393.241	802020.863864
X369	-151721.838	-40389.289	354254.433819
X263	-151721.418	-40388.384	-260343.523264
X273	-151715.392	-40375.331	-219820.674647
X272	-151715.081	-40374.523	26606.810657
併面積			310.047521
面積			155.0237605
地積			155.02
坪数			46.89

測量の経過			測量年月日
測地系	世界測地系	座標系	JIS 緯度経度：0.999920
使用	今点の名称及び座標	座標	令和3年2月14日
点名	X座標	Y座標	経緯
535	-151779.715	-45882.244	経緯
536	-151826.030	-40374.729	経緯
INT	-151707.132	-40372.419	経緯
S2	-151754.551	-40356.485	経緯

境界線種別	境界線種別
コンクリート杭	コンクリート杭
プラスチック杭	プラスチック杭
プレート	プレート
金目板	金目板
なし	なし
引照点	引照点

作成者

申請人

縮尺 1/250

これは図面と記録されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方支務局管轄)

令和6年2月2日

福岡支務局

登記官

(12 枚目)

A3判をA4判に縮小した

地積測量図

地番	9191-8
土地の所在	鹿児島市吉野町

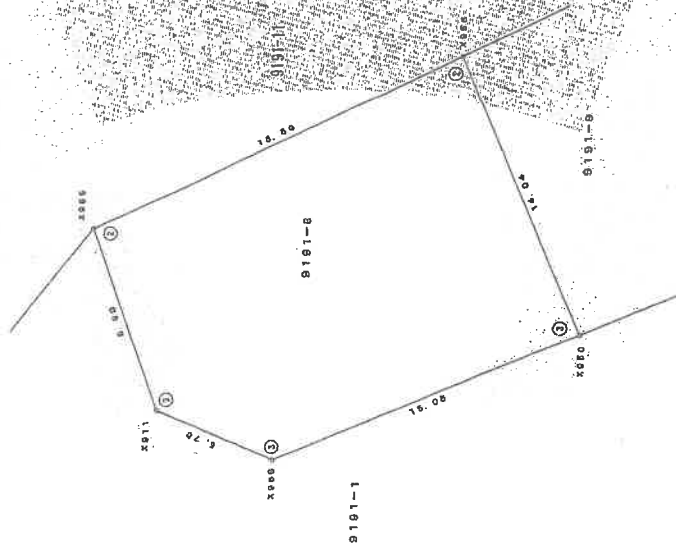
世界測地系 座標系Ⅱ系

座標求積表

地番	9191-8					
点名	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$		
X865	-151758.742	-40335.228	13.560	-646945.884560		
X811	-151761.829	-40343.884	-8.422	339773.864448		
X865	-151767.164	-40345.771	-19.161	773065.318131		
X850	-151760.869	-40339.807	-6.224	331754.672768		
X850	-151776.388	-40329.828	22.247	-897153.167218		
信面積					494.723671	m ²
面積					247.3617858	m ²
地積					247.36	m ²

使用した与点 (法務局地図作成基準点)

点名	X	Y
535	-151770.716	-40384.244
536	-151826.030	-40374.729



測量区分	凡例
①	コンクリート
②	アスファルト
③	金網
④	金網プレート
⑤	木
⑥	草

作業機関

計画機関

縮尺

1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方方法務局管轄)

令和6年2月2日

福岡法務局

登記書

A3判をA4判に縮小した

地積測量図

地番 9191-9

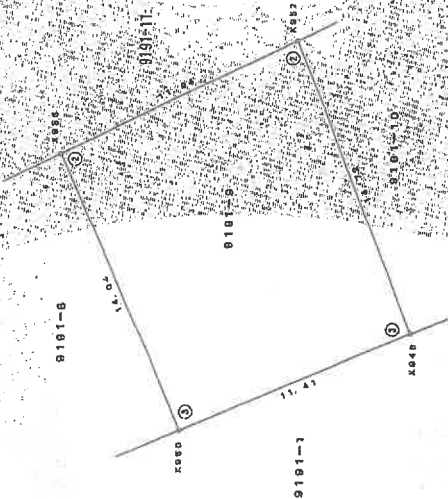
土地の所在 鹿児島市吉野町

座標求積表 世界測地系 座標系Ⅱ系

地番	9191-9					
点名	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_{n+1}-Y_n$	$X_n(X_{n+1}-X_n)$	$Y_n(Y_{n+1}-Y_n)$
X855	-151776.388	-40328.928	5.088	-205102.75808		
X856	-151780.889	-40338.807	-16.079	548823.750753		
X857	-151791.467	-40335.286	-5.088	205145.259510		
	-151780.076	-40321.588	16.078	-548330.813482		
			倍面積	335.447003	㎡	
			面積	187.7385015	㎡	
			地積	187.72	㎡	

使用した点 (法務局地図作成基準点)

点名	X	Y
535	-151776.716	-40384.244
536	-151826.030	-40374.220



精度区分	甲	乙	丙
縮尺	1/500	1/1000	1/2000
①	コンクリート杭		
②	プラスチック杭		
③	金属板		
④	金属プレート		
⑤	鋼		

作業機関

計画機関

縮尺 1/250

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方方法務局管轄)

令和6年2月2日

福岡法務局

登記官

(14 枚目)

A3判をA4判に縮小した

地積測量図

地番	9191-10
土地の所在	鹿児島市吉野町

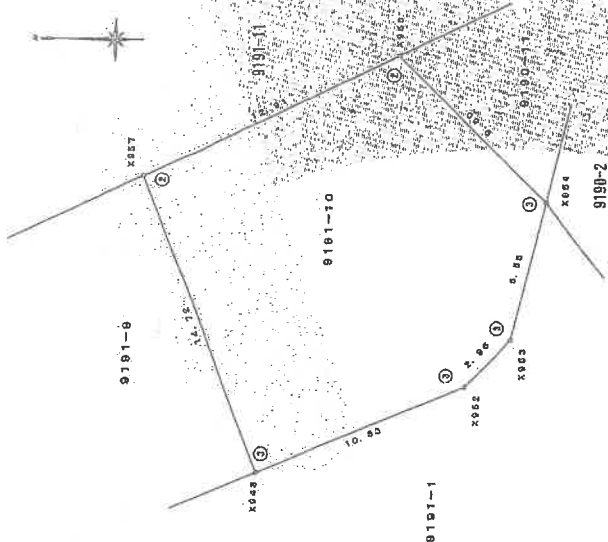
座標系Ⅱ系 世界測地系 鹿座標系Ⅱ系

地番	9191-10	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_{n+1}-Y_n$	$X_n(X_{n+1}-X_n)$
X957		-151786.075	-40321.588	6.160	-249330.982080	
X948		-151791.457	-40335.285	-14.882	500269.711370	
X952		-151800.957	-40331.182	-11.516	454453.891912	
X953		-151802.983	-40329.017	-3.463	138659.385871	
X954		-151804.420	-40322.608	5.366	-215967.888446	
X958		-151797.627	-40315.623	18.345	-739593.772935	
				倍面積	440.345680	m ²
				面積	220.172840	m ²
				地積	220.17	m ²

使用した点 (注務局地図作成基準点)

点名	座標リスト	X	Y
536		-151820.030	-40374.789
535		-151778.718	-40394.244

536
①



縮尺	縮尺
①	縮尺
②	縮尺
③	縮尺
④	縮尺
⑤	縮尺
⑥	縮尺
⑦	縮尺
⑧	縮尺
⑨	縮尺
⑩	縮尺

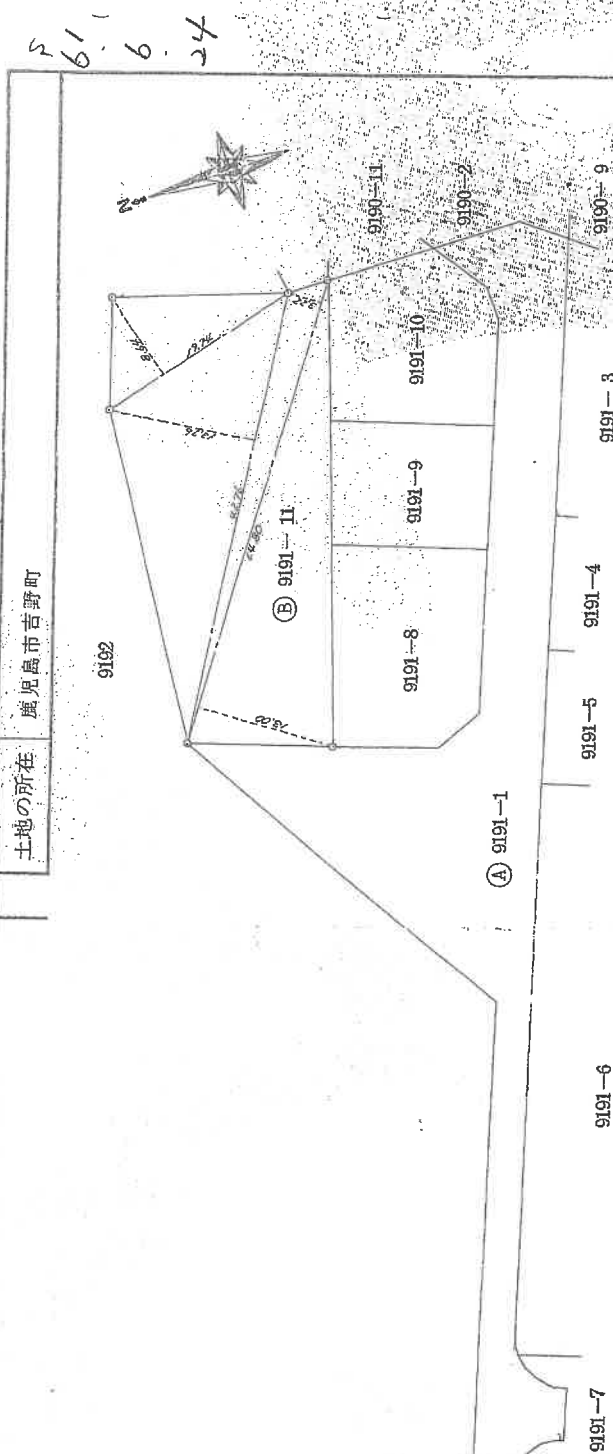
作業機関	計画機関	縮尺	250
------	------	----	-----

前 9191-1 後・新

地 番 91-1616 1-1616

土地の所在
鹿児島市吉野町

地積測量圖



地番	底辺	高さ	倍面積
(B)	84.80	13.00	332.4000
	84.80	13.2	1444.2510
	82.76	13.74	3538.3774
	19.74	5.60	170.0536
9191-11	合	計	14851.0312
	二	除	742.7936
	地	積	742.742
(A)	1633	742.7936	=890.2664
9191-1	地	積	9191.0000

精度区分	甲	乙
標 識 凡 例		
①	コングリート杭	
②	石杭	
③	プラスチック杭	
④	金屬製	
⑤	其他	

(田加義)

人請申

縮尺 $\frac{1}{500}$

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

請求番号: 12-8 (1/2)

A

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(鹿児島地方方法務局賞状)

令和6年2月2日

福岡法務局

海珍品

A3判をA4判に縮小した

(15 枚目)

(1) 平成22年8月12日
法14条第1項地図作成前

A3判をA4判に縮小した

(16 枚目)

令和6年2月2日 福岡法務局

(17 枚目)

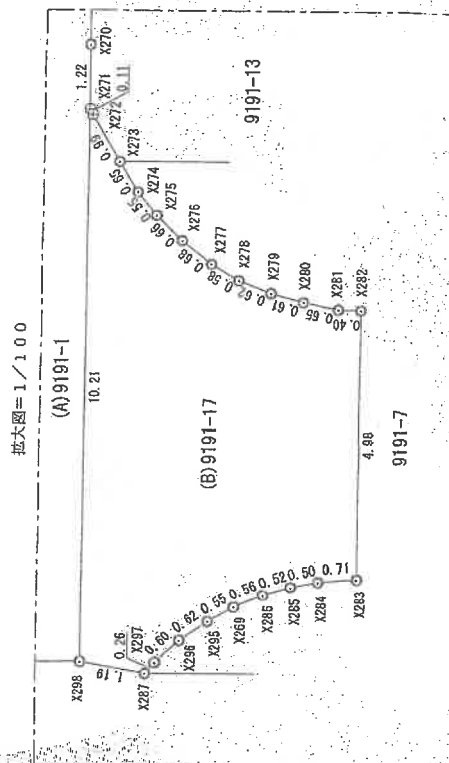
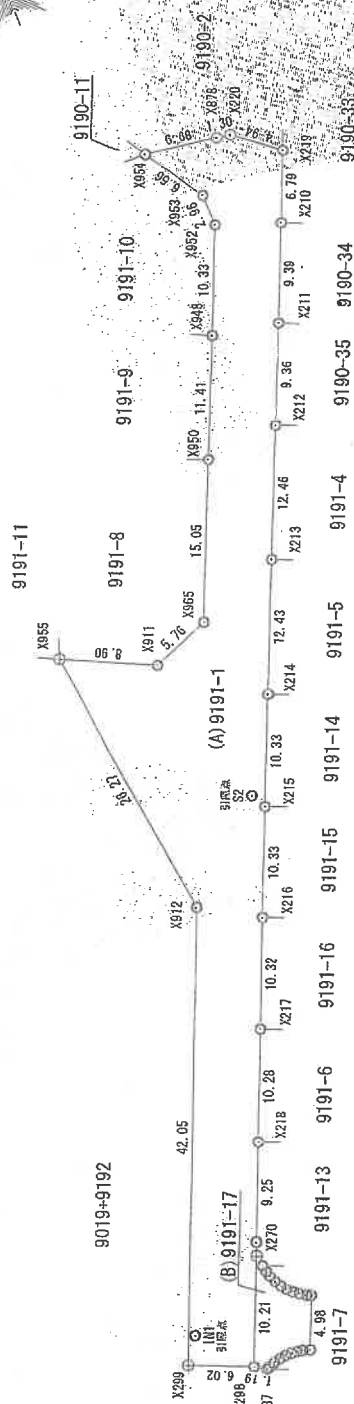
請求番号: 12-9

申請人

縮・尺

測点名	測点番号	座標	測点の高さ	測量年月日
測点1	556	X座標 -151779.715 Y座標 -45582.244	標高 真勢岳	令和3年2月14日
測点2	557	X座標 -151826.030 Y座標 -40374.729	標高 寶動岳	
測点3	558	X座標 -151707.132 Y座標 -40372.419	標高 金屋嶺	
測点4	559	X座標 -151754.551 Y座標 -40356.486	標高 金屋嶺	
測点5	560	X座標 -151779.715 Y座標 -45582.244	標高 真勢岳	
測点6	561	X座標 -151826.030 Y座標 -40374.729	標高 寶動岳	
測点7	562	X座標 -151707.132 Y座標 -40372.419	標高 金屋嶺	
測点8	563	X座標 -151754.551 Y座標 -40356.486	標高 金屋嶺	

田	コンクリート杭
⊕	ブラスチック杭
☑	アレート
⊙	金風鯨
○	なし
⊕	不明



拡大図=1/200

(1) 令和3年3月9日
9191番17は、9191番7に合筆

A3判をA4判に縮小した

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(鹿児島県地方事務局管轄)

令和6年2月2日

福岡法務局

登記簿

(19 枚目)

A3判をA4判に縮小した

請求番号：12-9

(3/4)

B

地番 9191-1、-17
土地の所在 鹿児島市吉野町

地積測量図 2/2

座標求積表

地番	(A) 9191-1		
測点	Xn	Yn	(Xn-1 - Xn-1)Yn
X268	-151704.352	-40372.922	-1464527.745550
X269	-151706.971	-40378.486	472387.907714
X271	-151718.051	-40374.437	423770.060752
X270	-151717.167	-40373.941	387872.451187
X218	-151725.658	-40370.268	723879.239646
X217	-151735.088	-40366.175	763606.932475
X215	-151744.575	-40362.078	765224.588884
X214	-151754.057	-40357.969	765267.808176
X213	-151763.537	-40353.859	843557.068536
X212	-151774.961	-40348.941	922417.140201
X211	-151786.398	-40343.995	804211.251835
X210	-151794.994	-40340.278	594690.927438
X209	-151803.619	-40338.550	595662.479200
X208	-151809.868	-40333.861	228370.320982
X220	-151809.281	-40328.951	-55371.648723
X854	-151808.485	-40327.912	-196033.980232
X953	-151804.420	-40322.808	-221854.989216
X952	-151802.983	-40324.017	-139659.385871
X948	-151800.957	-40331.182	-464453.891912
X950	-151791.467	-40335.265	-806414.970880
X945	-151780.989	-40339.807	-980378.328521
X946	-151767.164	-40345.771	-773065.318131
X911	-151761.828	-40343.584	-539773.664448
X955	-151758.742	-40335.226	-761600.737332
X912	-151742.946	-40356.217	-2194874.642630
併面積		1708.811582	
地積		854.4557910	
坪数		854.45	㎡
合計		258.47	

地番	(B) 9191-17	Yn	(Yn+1 - Yn-1)Xn
測点	Xn	Yn	
X298	-151706.671	-40378.486	-398130.856652
X287	-151706.934	-40379.649	20876.278533
X297	-151707.188	-40379.728	32767.671680
X286	-151707.744	-40379.863	43074.150670
X205	-151708.278	-40380.292	38370.784700
X260	-151708.719	-40380.623	34383.910733
X285	-151709.129	-40381.013	30366.143788
X284	-151709.470	-40381.410	25267.756600
X283	-151709.785	-40381.828	24754.069563
X282	-151710.083	-40382.460	197914.433460
X281	-151714.556	-40380.469	178400.911042
X280	-151714.501	-40380.091	-11831.356683
X279	-151714.363	-40379.448	-8923.558008
X278	-151714.281	-40378.839	-4116.641578
X277	-151714.261	-40378.217	2146.045501
X276	-151714.333	-40377.636	9771.397542
X275	-151714.503	-40376.973	16716.068822
X274	-151714.747	-40376.354	20470.811478
X273	-151715.010	-40375.861	29042.430345
X272	-151715.392	-40375.331	39204.430401
X271	-151715.981	-40374.523	26609.810857
X271	-151716.051	-40374.437	-375886.008470
併面積		887.492780	
坪数		34.2403000	
地積		34.24	㎡
合計		10.35	
合計		888.7021810	

作成者

申請人

縮尺

(1) 令和3年3月9日
9191番17は、9191番7に合致

A3判をA4判に縮小した

(20 枚目)

土地建物位置関係図



写真番号及び撮影場所

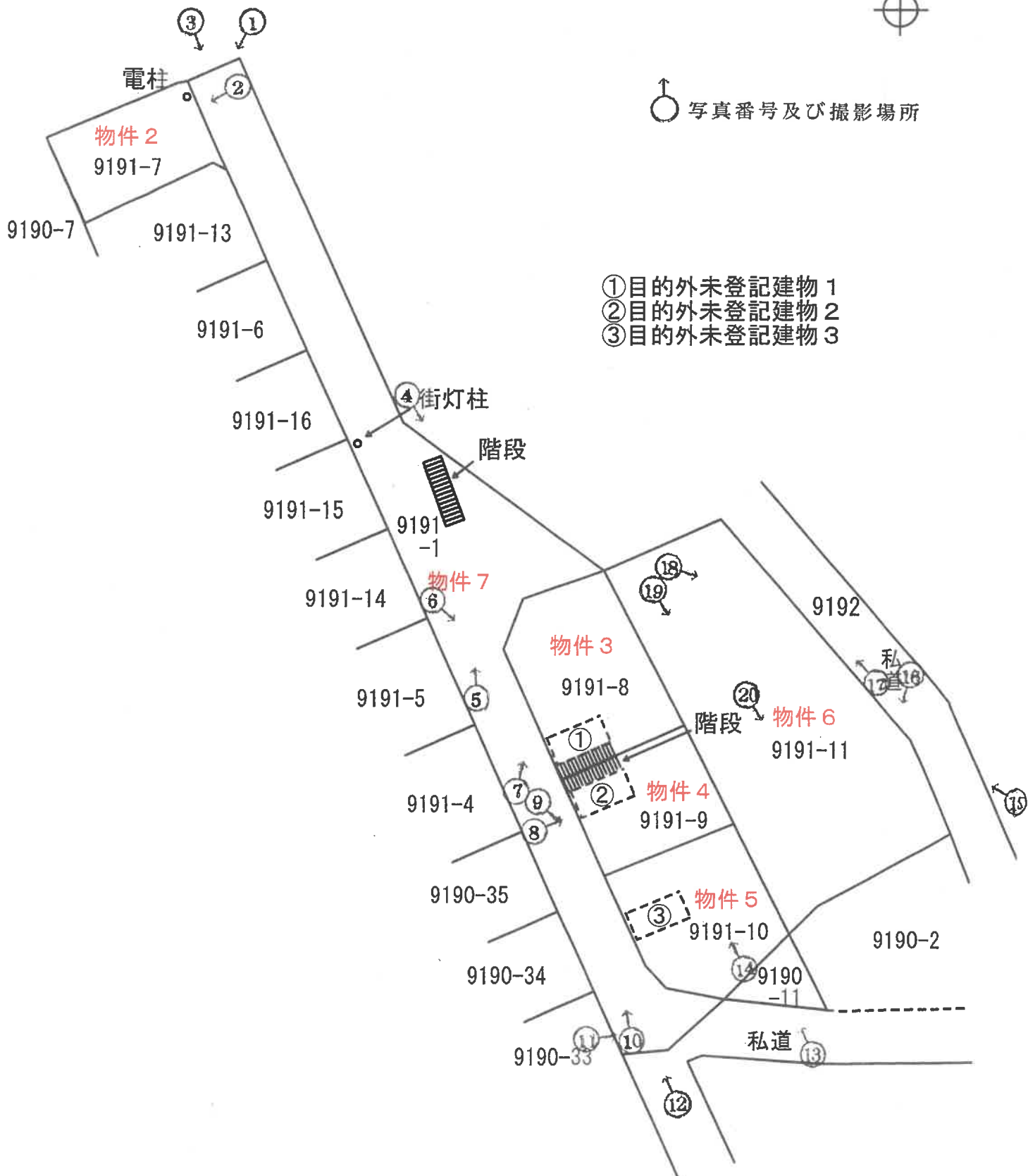


写真1



写真2



写真3



写真4 赤点線は境界付近の線(物件7と9192との境界不明瞭部分)



写真5



写真6



写真7



写真8



(25枚目) 物件7

写真9



写真10



写真11 赤点線は境界付近の線



写真12 赤点線は境界付近の線



写真13 赤点線は境界付近の線

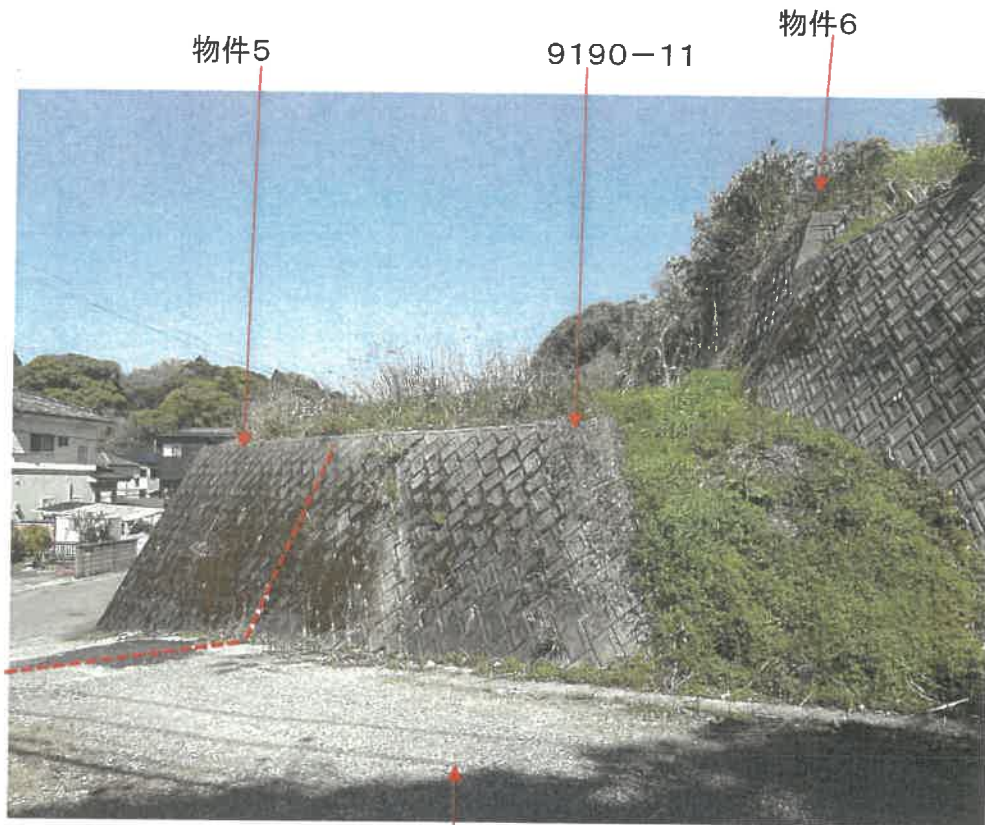


写真14

9190-2(開発道路に該当しない部分)



写真15 赤点線は境界付近と思われる線

物件6



写真16

境界付近に存する側溝
物件6



写真17 赤点線は境界付近と思われる線

物件6



写真18

物件6上に存する瓦礫等

物件6



写真19

物件6



写真20

物件6



令和6年 (ケ) 第7号
令和6年11月15日 現地調査
令和6年11月26日 評価

鹿児島地方裁判所 御中

評 価 書

(物件5)

評価人 不動産鑑定士
大 吉 修 郎

第 1 評価額

評 価 額	
物件 5 (土地)	金 2,130,000 円

- 1 物件 5 の評価額は、未登記目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
5	所在地 地番 地目 地積 所有者	鹿児島市吉野町 9191番10 宅地 220.17平方メートル 株式会社NSクリエイト	
番号	特記事項		
	① 数量については、現地の状況等により正確に確認できないが、法務局備付けの図面（公図等）と現地の状況が概ね符合するので、登記上の数量を採用して評価した。 ② 物件5土地には、以下の目的外未登記建物が存する（床面積は概測した）。なお、当目的外未登記建物の敷地利用の範囲を、現況に基づき、約16%と認定した。 種類 車庫 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 床面積 約18㎡ 建築時期 昭和60年頃 所有者 土地所有者		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件5）

位 置 ・ 交 通	J R鹿児島本線「鹿児島」駅の北方・約3.4k m 「早馬」バス停の東方・約350m (いずれも直線距離 別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	受命物件の存する地域は、鹿児島市郊外部の高台の戸建住宅を中心とした住宅地域である。約40年前に開発されたやや古い団地であり、幹線から当地域に至る道路は屈曲し、街路条件にやや劣る。今後も現状で推移していくものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域内 第一種低層住居専用地域 40% 60% — —
画 地 条 件	地積 : 220.17 m ² 規模 : ほぼ標準的 間口 : 約13m 奥行 : 約15m 形状 : やや不整形 地勢 : ほぼ平坦 高低差: 接面道路より約4.5m高い 接面道路との関係: 中間画地	
接面道路の状況	南西約6m舗装私道(建築基準法第42条第1項第2号)	
土地の利用状況等	土地利用の状況は、現況調査報告書記載のとおり。 隣接地は、空地、資材置き場である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : なし(前面道路にあり) ※当水道は、市水道から引かれている個人管である ガス配管 : なし 下 水 道 : なし	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	現地調査、当事者等からの聴取によると土壤汚染をうかがわせる事実 は認められなかった。ただし、評価人としての調査には限界があり、 詳細については専門家による調査を要する。	
特 記 事 項	① 物件5土地は、雑草が繁茂し隣接地9191番9、9190番11土地との境 界が外観上判然としない。ただし、法第14条地図が存するので復元は 可能であると思われる。 ② 物件5土地は、前面私道より約4.5m高いが階段が設置されておらず、 現況では出入りができない。 ③ 物件5土地は、開発許可を受けたものの工事未了で開発許可が取り 消されている。したがって物件5土地の擁壁部分が崖地とみなされ、 県条例の崖地規制を受ける可能性がある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地等価格（物件5）

目的土地の建付地等価格を次のとおり求めた

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建 付 地 等 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
5	34,500	0.64	220.17	0.95	4,618,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 鹿児島（県）－1

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 31,200 \text{ 円/㎡} & \times & 100.0/100 & \times & 100/104 & \times & 100/87 & = & 34,500 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位＋4

◇地域格差：街路条件 接近条件 環境条件 行政的条件

$$1.02 \times 0.95 \times 0.90 \times 1.00 = 0.87 \text{ (100/87)}$$

イ 個別格差：方位＋4 道路高低差(階段なし)－30 形状－3

私道(持ち分なし)接面－10

$$1.04 \times 0.70 \times 0.97 \times 0.90 = 0.64$$

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：0.95

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		及ぶ割合 ウ	土地利用権等価格(円) ア×イ×ウ
5	4,618,000	法定地上権	0.35	0.16	258,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

ウ 及ぶ割合：P2特記事項参照

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
5	4,618,000	-258,000	1.00	0.70	0.70	2,130,000

(一万円未満切捨て)

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：開発頓挫地(目的外建物あり)-30%

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の競売市場の特殊性による修正

第 6 参考価格資料

1 地価調査価格 鹿児島(県)-1

所 在：鹿児島市吉野町 8640 番 27

価 格：31,200 円／ m^2 (対前年変動率 $\pm 0.00\%$)

位 置：中別府入口バス停 500m

価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日

地 積：163 m^2

供給処理施設：水道 下水

接 面 街 路：南西 6m 市道

用途指定等：第 1 種低層住居専用地域 40% 60%

地域の概要：一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

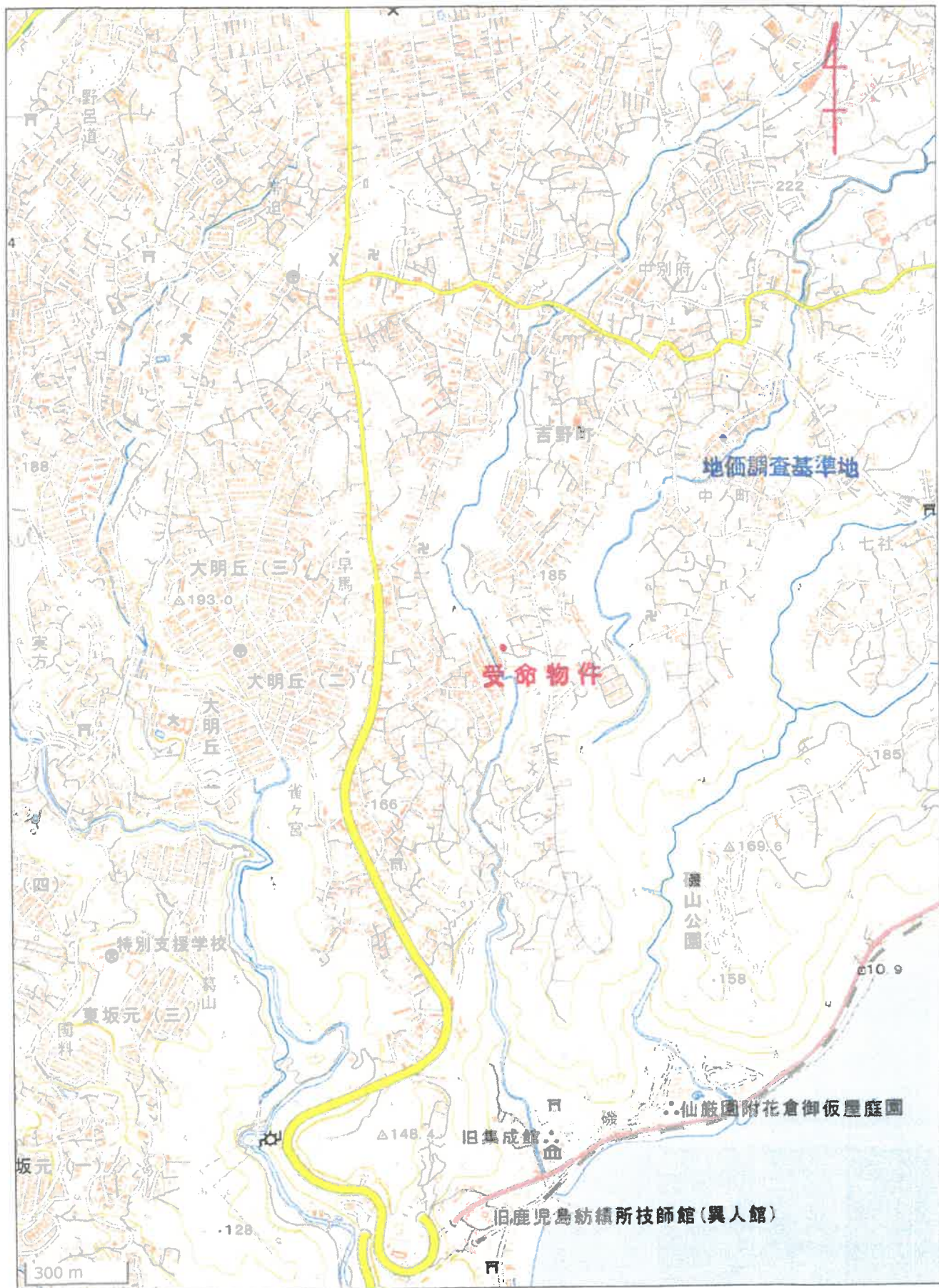
2 固定資産税評価額(令和 5 年 1 月 1 日)

物 件 5 2,898,978 円

第 7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 住宅地図写し(ゼンリン住宅地図 鹿児島市 202309)
- 3 公図写し
- 4 地積測量図
- 5 土地建物位置関係図
- 6 現況写真

以 上





地番区域見出

吉野町

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿兒島地方法務局管轄)

令和6年2月2日

福岡法務局

請求番号：12-1

登記官

(1/1)

A3→A4縮小

244074

前 9191-1 後・新

地番 9191-11、9191-1

土地の所在 鹿児島市吉野町

地積測量図



地番	底辺	高さ	積面積
B 9191-11	84.80	43.00	3647.600
	84.80	43.22	3667.550
	82.76	43.74	3620.276
	78.74	43.44	3410.036
合 計			14555.972
一 除			742.786
地 積			13813.186
A 9191-1	1433 - 742.786		690.214
	地 積		690.214

測量区分	甲	乙
測量凡例	コンクリート	石
測量方法	プラスチック杭	金 属 杭
測量器具	メ	ミ

縮尺 1/500

申請人

6月 24日(作製)

作製者

地積測量図

(日加新)

(日加新)

A3→A4縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方裁判所管轄)

令和6年2月2日

福岡法務局

登記官

登記年月日：平成23年5月23日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方支務局管轄)

令和6年2月2日 福岡支務局

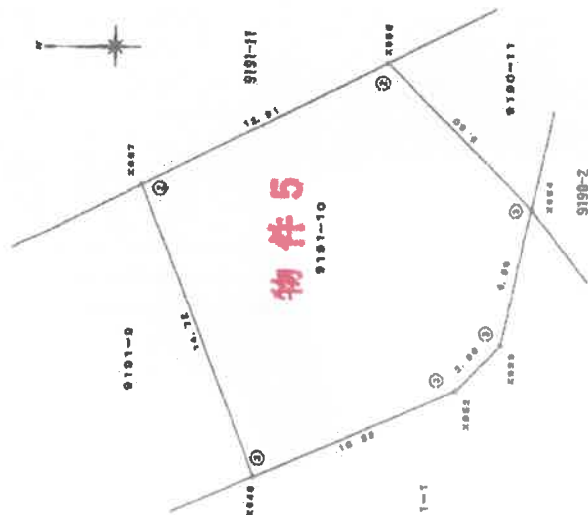
登記官

A3→A4縮小

請求番号：12-7

地積測量図

地番	9191-10
土地の所在	鹿児島市吉野町



世界測地系 座標系Ⅱ系

座標求積表

地番	9191-10								
点名	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_{n+1}-Y_n$	$X_n(Y_{n+1}-Y_n)$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$	X_n^2	Y_n^2	$X_n Y_n$
X067	-151789.078	-40321.588	6.180	-248380.935080					
X048	-151791.487	-40335.285	-14.862	800289.711370					
X052	-151800.867	-40331.182	-11.518	464453.801912					
X053	-151802.583	-40329.017	-3.483	139669.285871					
X054	-151804.420	-40322.508	6.368	-218967.882448					
X055	-151797.627	-40316.823	18.345	-739593.772835					
倍面積					440.348680	440.348680			
面積					220.1728400	220.1728400			
地積					220.17	220.17			

使用した点 (注：鹿児島市作成基図点)

点名	X	Y
535	-151826.030	-40374.729
536	-151776.715	-40364.244

測量区分	測量方法
①	コンタクト法
②	アスファルト法
③	鉄線法
④	鉄線プレート法
⑤	鉄線プレート法

縮尺 1/250

計算機関

208(作製)

作業機関

土地建物位置関係図



3



1



9191-9

9191-11

目的外
未登記建物

物件 5

9191-10

9191
-1

私道

9190-2

9190
-11

私道

2



1 写真撮影位置

現況写真

1



2



現況写真

3

